

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月14日
【会社名】	株式会社エスクリ
【英訳名】	E S C R I T I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C E O 渋谷 守浩
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町 6 番 1 号
【電話番号】	050-1743-3418
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 吉瀬 格
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小網町 6 番 1 号
【電話番号】	050-1743-3418
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 吉瀬 格
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、当社と株式会社ノバレーゼ（以下「ノバレーゼ」といいます。）の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）のため、当社を吸収合併消滅会社、ノバレーゼを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、同日付で合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本経営統合の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ノバレーゼ
本店の所在地	東京都中央区銀座一丁目8番14号
代表者の氏名	代表取締役社長 荻野 洋基
資本金の額	100百万円（2024年12月31日時点）
純資産の額	8,846百万円（2024年12月31日時点）
総資産の額	34,732百万円（2024年12月31日時点）
事業の内容	プライダル事業、レストラン特化型事業

（注）ノバレーゼは国際財務報告基準（IFRS）に準拠して連結財務諸表を作成しております。国際会計基準を採用するノバレーゼの「純資産」は「親会社の所有者に帰属する持分」、「総資産」は「資産合計」の数値を記載しております。

最近3年間に終了した各連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

決算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
売上高（千円）	17,222,448	18,265,376	19,299,719
営業利益（千円）	2,775,733	1,539,559	1,337,549
経常利益（千円）	2,485,209	1,230,884	975,857
当期純利益（千円）	1,656,874	942,272	663,900

（注）ノバレーゼは国際財務報告基準（IFRS）に準拠して連結財務諸表を作成しております。国際会計基準を採用するノバレーゼの「売上高」は「売上収益」、「経常利益」は「税引前利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」は「親会社の所有者に帰属する当期利益」、の数値を記載しております。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
株式会社ティーケーピー	59.82
株式会社IBJ	3.05
野村證券株式会社	2.73
アサヒビール株式会社	1.32
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1.01

（注）上記は、2025年6月30日現在の大株主の状況であります。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当ありません。
人的関係	該当ありません。
取引関係	該当ありません。

(2) 本経営統合の目的

本経営統合の背景

ノパレーゼは、2000年11月に設立された株式会社ワーカホリック（2002年12月に「株式会社ノパレーゼ」に商号変更。以下「旧ノパレーゼ」といいます。）を前身としております。旧ノパレーゼは、設立以来業績を拡大し、2006年10月に東京証券取引所マザーズ市場へ株式を上場、2010年12月には東京証券取引所市場第一部に市場変更をいたしました。

その後、ノパレーゼは2016年8月にNAPホールディングス株式会社の商号で設立され、2016年9月から10月にかけて旧ノパレーゼ株式に対して完全子会社化を目的とした公開買付けを実施し、旧ノパレーゼの株式は2016年11月に東京証券取引所市場第一部における上場を廃止いたしました。

その後、旧ノパレーゼは2017年6月にNAPホールディングス株式会社を存続会社とする合併により消滅し、2017年6月に現在の商号である「株式会社ノパレーゼ」に商号変更いたしました。そして、ノパレーゼは2023年6月に東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。

ノパレーゼは、子会社10社及び持分法適用関連会社2社を有しており、挙式・披露宴の企画立案・運営、婚礼衣裳のレンタル・販売並びに婚礼飲食及び宴会・一般飲食（ランチ・ディナー）の提供を行うブライダル事業及びレストラン特化型事業を主な事業としております。

ブライダル事業セグメントにおいては、主に地方中核都市において、伝統的なヨーロッパ調の建築様式による「ゲストハウス・ウエディング」が多い中、都会的な雰囲気や自然に囲まれた開放的な雰囲気等を演出するシンプルでスタイリッシュなゲストハウスを特徴として打ち出し、出店を行っております。挙式・披露宴に関する様々なアイテムを用意し、オーダーメイド型挙式を通じて「オリジナル感」を演出するとともに、1会場1パンケットを基本として、挙式・披露宴会場を貸し切ることにより、新郎新婦をはじめとして参列される顧客に対して、「プライベート感」を演出する「ゲストハウス・ウエディング」を提供しております。

レストラン特化型事業セグメントにおいては、高級店からカジュアルレストランまで幅広い顧客に飲食を提供しております。料理の質並びにサービスレベルの維持及び向上を通じて、ブライダル事業のレストラン部門における全体レベルの底上げにも貢献しております。

一方で、株式会社エスクリ（以下「エスクリ」といい、ノパレーゼと併せて「両社」といいます。）は、2003年6月に設立され、2010年3月に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場し、2012年11月に東京証券取引所市場第一部に市場変更し、2022年4月に東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行した後に、2023年10月に市場区分の再選択によりプライム市場からスタンダード市場へ移行しております。

エスクリは、子会社2社を有しており、ブライダル関連事業及び建築不動産関連事業を行っております。

ブライダル関連事業セグメントにおいては、主に大都市圏において直営施設及び提携施設を通じた挙式・披露宴の企画・運営等のブライダルサービス、ホテルスタイルの施設を通じた宿泊サービス、レストランスタイルの施設を通じたレストランサービス、各種パーティの企画・運営の宴会サービスの提供等を行っております。

建築不動産関連事業セグメントにおいては、飲食店や小売店を中心とした施設の内外装工事の請負及び設計監理業務、戸建住宅やマンションの建築、コンテナ事業、コンサルティングサービス等を行っております。

わが国のブライダル市場は、少子化・婚姻件数の減少、挙式・披露宴に対する価値観の多様化により長期的な縮小傾向が続いています。また、労働力不足に伴い採用市場の競争が激化すると予測されております。このような環境下である一方で、ブライダル市場には一定のシェアを持つプレイヤーが不在であり、今後淘汰されていくことが想定される中で、両社が統合することでシェアを獲得し拡大していくことが可能と考えております。

このような状況下において、上記のような外部環境の変化に伴う婚礼業界の苦境をチャンスと捉え、両社の親会社（注1）である株式会社ティーケーピー（以下「ティーケーピー」といいます。）グループのもと、まずは両社の統合を出発点として、業界再編局面を主導し得る経営基盤を確立することを目的として、本合併契約を締結するに至りました。

（注１）ティーケーピーは、本日付で、その所有するエスクリＡ種種類株式3,000株のうち2,000株について、エスクリＡ種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使することにより、エスクリの普通株式9,969,852株の交付を受けた結果、その所有するエスクリの普通株式の数が合計12,619,852株（総株主の議決権の数に対する割合：53.76％）となり、エスクリの親会社に該当することになりました。詳細につきましては、エスクリが本日付で公表した「Ａ種種類株式に係る投資契約書の一部変更、Ａ種種類株主による普通株式を対価とする取得請求権の一部行使、Ａ種種類株式の消却、並びに親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

本経営統合の目的

本経営統合により、両社統合後のプライダル事業売上は391億円、連結全体で455億円規模に達し（注２）、国内最大級のプライダルグループが誕生します。また、それぞれが得意とする事業領域のメリットを活かし、「式場ネットワークの拡大」「スケールメリットを活かしたコスト削減」「人材・ノウハウの相互補完、採用強化」「プライダル事業における内製化の拡大」に取り組むことで盤石な体制を築きつつ、「新規事業の創出」により縮小する市場環境の中で攻めの姿勢を確立します。以上の５点を軸に、経営統合を実施することによるシナジー効果を発揮し、両社の抱える課題解決・更なる企業価値向上を目指し、本経営統合を進めてまいります。

（注２）ノバレーゼの2024年12月期売上高、エスクリの2025年３月期売上高を合算し、四捨五入した数値となります。

・式場ネットワークの拡大

ノバレーゼは、人口25万人以上の地方都市を中心に新店を出店しており、シンプルかつモダンな造形で上質な空間を演出しトレンドに左右されない施設が特徴であると考えております。一方で、エスクリは、政令指定都市を中心に新店を出店しており、ビルイン施設、異業種との提携・コラボレーションを特徴としております。

本経営統合にて都市型・地方型双方の顧客層を包括することで、都心から地方まで全国的にバランスの取れたネットワークを構築できます。また、両社ともに異なる様式の会場や、高価格帯からカジュアルウエディングまで幅広く提供をしております。そのため、立地・様式・価格の各側面について、顧客のニーズに自社ネットワークの中でよりきめ細やかに対応することが可能になり、失注リスクの軽減に繋がると考えております。

さらに、エスクリが取り組んでいる平日の会場利用促進事業をノバレーゼの会場にも取り込むことで、平日の稼働率の向上を見込めると考えております。

・スケールメリットを活かしたコスト削減

本経営統合により、衣裳やフラワー等の内製化エリア及びアイテムの拡大、食材及び飲料等の仕入調達力の強化・質の向上、発注数増加によるマーケティング・広告費の削減、システムを統合することによるコスト削減、管理部門の人材が強化されるとともに重複機能を解消することによる管理コスト削減、採用活動の一元化に伴うコスト削減が可能となると考えております。

・人材・ノウハウの相互補完、採用強化

本経営統合により、知名度が向上することで採用活動の競争優位性を確保でき、有能な人材登用や新卒採用の向上に繋がると考えております。また、両社の教育・研修等を統合することで知識・経験を共有しサービス向上を図り、社員のスキルアップ及び顧客満足度向上を目指します。また、規模及びエリア拡大による人材採用の強化が可能となると考えております。

・プライダル事業における内製化の拡大

ノバレーゼの強みである、プライダル事業における周辺事業をエスクリの事業にも組み込むことができ、内製化の割合を高めることができると考えております。

また、エスクリ独自の商社ルートを利用することで、安価で質の高いワインをノバレーゼの会場に普及させることができます。さらに、エスクリは独自の建築事業の許認可・運営力を保有しております。これをノバレーゼ

の施設にも適用させることで、コストを抑えつつ施設の新設・改修を実施することが可能となります。

内製化を行う製品・サービスの提供者・利用者が拡大することにより、量・質ともにフィードバックが向上し、新製品・サービスの提供の確度が高まると考えております。

・新規事業の創出

ノバレーゼは、海外展開の一環としてアジア地域における出店候補地の精力的な開発を行っているところ、本経営統合後、ベトナムでのレストラン運営を足掛かりとして現地でのウエディングに係る業務提携等、引き続き可能性を探ってまいります。アジア以外の地域におきましては、米国ハワイ州において「ウエディングフォト事業」及び「スパ事業」を手掛けている子会社を拠点として、今後様々な分野へ挑戦していきたいと考えております。加えて、エスクリの建築事業で取り組んでいるコンテナバンク事業を援用することで、ハネムーンヴィラ付きのコンテナホテルを各地に建設するという展望もございます。一方で、日本を訪れて結婚式を挙げるインバウンド結婚式の需要も取り込んでまいります。SNSの活用を通し、既存の枠組みに囚われない集客の実現を目指します。

また、建築事業を社内に抱えているという特異点を活かした展開を予定しています。コンテナは耐震性が高く、災害時の利用拠点としても活用され则认为しております。

さらに、顧客管理システムの拡充を通じて、結婚式を挙げた顧客に対し、アフターウエディング事業（結婚記念日や七五三といった機会の写真撮影・旅行・プレゼント・飲食提供等）の展開を進め、収益力を高めつつ顧客満足度を高めていくことができると考えております。

本経営統合により、ブライダル業界における高いシェアを獲得することになります。親会社となるティーケーピーの下でグループの総合力・資金力を活かしつつ、以上に挙げたような新規事業に広いネットワークで取り組むことで、より高い効果を得られると考えております。

(3) 本経営統合の方法、本経営統合に係る割当ての内容その他の本経営統合契約の内容

本経営統合の方法

ノバレーゼを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併方式により実施いたします。

本経営統合に係る割当ての内容

	ノバレーゼ (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当比率	1	0.558

(注1) 本合併に係る割当比率(以下「本合併比率」といいます。)

エスクリの株式1株に対して、ノバレーゼの株式0.558を割当て交付します。ただし、本合併の効力発生までに、現時点でエスクリが保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲(本合併の効力発生の直前時)の株式を消却することを予定しているため、エスクリが2025年6月30日時点で保有する自己株式278,065株については、本合併による株式の割当てがなされることは予定しておりません。

(注2) 本合併により交付するノバレーゼの株式数：普通株式13,100,884株(予定)

上記の交付株式数は、今後、エスクリの株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、本合併の効力発生の直前時までの間にエスクリの自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。

また、ノバレーゼは、本合併により交付する株式数の全てを、新たに普通株式を発行することにより充当する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併によりノバレーゼの単元未満株式(100株未満の株式)を保有することになるエスクリの株主の皆様におかれましては、ノバレーゼに関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売買す

ることはできません。

- ・単元未満株式の買取制度（１単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、エスクリの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ノバレーゼに対し、自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です

（注４）１株に満たない端数の処理

本合併に伴い、ノバレーゼ株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなるエスクリの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法案の定めに従い、１株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

その他の本経営統合契約の内容

合併契約書の内容は、後記の「吸収合併契約書」のとおりであります。

（４）本合併に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって、公正性・妥当性に配慮し、それぞれ独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領いたしました。ノバレーゼは第三者算定機関として株式会社日本M & Aセンター（以下「日本M & Aセンター」といいます。）を起用し、エスクリは第三者算定機関として株式会社J-TAPアドバイザリー（以下「J-TAPアドバイザリー」といいます。）を起用いたしました。

ノバレーゼにおいては、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）からの法的助言やエスクリに対する財務・税務・法務DDの結果等を受け、第三者算定機関である日本M & Aセンターによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジを踏まえ、エスクリと複数回協議を行い、また、ノバレーゼが設置した特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重しながら、本合併比率を決定いたしました。

その結果、本合併比率は、下記「算定に関する事項」の「算定の概要」に記載のとおり、ノバレーゼの第三者算定機関である日本M & Aセンターによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法のレンジの下限を下回り、かつ、DCF法の算定レンジの範囲内のものであることから、合併比率は妥当であり、ノバレーゼの一般株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

一方、エスクリにおいては、下記「公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、J-TAPアドバイザリーから取得したノバレーゼに対する合併比率算定書及び財務税務DDの結果、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）からの法的助言やノバレーゼに対する法務DDの結果等を受けて、第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザリーによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジを踏まえ、ノバレーゼと複数回協議を行い、また、エスクリが設置した特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重しながら、本合併の諸条件について、慎重に検討を行いました。

その結果、本合併比率は、下記「算定に関する事項」の「算定の概要」に記載のとおり、エスクリの第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザリーによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法の算定レンジの範囲内のものであることから、合併比率は妥当であり、エスクリの一般株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように両社は、各社の第三者算定機関による算定結果、特別委員会の答申書の内容、法務アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社のそれぞれが相手方に対して実施したDDの結果等を踏まえて、それぞれが両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両社においてそれぞれ、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至りました。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

算定に関する事項

・第三者算定機関の名称及び両社との関係

ノバレーゼの第三者算定機関である日本M & Aセンターは、両社及びティーケーピーから独立しており、両社

及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、ノバレーゼの日本M&Aセンターに対するフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての報酬には、本合併の成否に関わらず支払われる固定報酬（着手金）のほか、本合併の過程に複数のマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達した際に支払われるマイルストーン報酬が含まれているとのことです。日本M&Aセンターとしては、本合併の成否が不透明な中において、報酬体系を固定報酬のみとするよりもむしろ、報酬の一部をマイルストーン報酬とする方がノバレーゼの金銭的負担の観点からも望ましく、双方にとって合理性があると考えているとのことであり、ノバレーゼとしてはマイルストーン報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により日本M&Aセンターをノバレーゼのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

また、エスクリの第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザリーは、両社及びティーケーピーから独立しており、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、エスクリは、J-TAPアドバイザリーに対し、本合併に係る算定業務に関して固定報酬を支払うこととしております。

・算定の概要

日本M&Aセンターは、東京証券取引所スタンダード市場に上場しているノバレーゼ及びエスクリの普通株式の株式価値算定手法として、複数の株式価値算定手法の中から両社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、両社が継続企業であるとの前提の下、両社の株式価値についてそれぞれ多面的に評価することが適切であるとの考え方にに基づき、以下の手法により算定しています。

具体的には、両社の株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法を、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を用いて両社の株式価値算定を行いました。

上記株式価値算定の結果、ノバレーゼの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	0.589～0.687
DCF法	0.473～0.602

市場株価法においては、日本M&Aセンターは、算定基準日を算定書作成日である2025年11月13日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間における株価終値単純平均値（ノバレーゼは、1か月間：338円、3か月間：335円、6か月間：324円、エスクリは、1か月間：199円、3か月間：214円、6か月間：222円）を基に算定しております。

DCF法においては、日本M&Aセンターは、ノバレーゼについて、ノバレーゼが作成した2025年12月期から2027年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定を行いました。その際、6.3%～6.7%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、▲0.3%～0.3%の永久成長率を採用しております。なお、算定の前提とした財務予測には、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益は、過去のトレンド及び今後の付加価値サービスの向上施策に基づく単価の上昇、出店戦略に基づく受注数の増加により、2025年12月期には対前年度比72.8%増、2026年12月期には対前年度比31.1%増となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローは継続した新規出店に係る投資拡大の影響により2026年12月期には対前年度比31.8%増となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。

他方で、エスクリについては、エスクリが作成した2026年3月期～2028年3月期までの財務予測にノバレーゼによる合理的な調整を加えた将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。その際、6.3%～6.7%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、▲0.3%～0.3%の永久成長率を採用しております。なお、算定の前提とした財務予測には、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益は、2026年3月期には対前年度比1,152百万円減、2027年3月期には対前年度比553百万円減となるものの、その

後、人材教育の強化及びマーケティングの強化により、2028年3月期には対前年度比1,239百万円増となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローは2027年3月期には対前年度比681百万円減、2028年3月期には対前年度比1,065百万円増となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。

日本M & Aセンターは、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で日本M & Aセンターに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っており、またその義務を負うものではありません。日本M & Aセンターは両社及びそれらの関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。日本M & Aセンターによる合併比率の算定は、2025年11月13日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、提供された両社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としております。

一方、J-TAPアドバイザリーは、両社の株式価値の算定方法として、両社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

ノバレーゼの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
ノバレーゼ	エスクリ	
市場株価法	市場株価法	0.558 ~ 0.687
DCF法	DCF法	0.524 ~ 1.585

市場株価法においては、J-TAPアドバイザリーは、算定基準日を算定書作成日である2025年11月13日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間における株価終値単純平均値（ノバレーゼは、1か月間：338円、3か月間：335円、6か月間：324円、エスクリは、1か月間：199円、3か月間：214円、6か月間：223円）を基に算定しております。

DCF法による価値算定においては、J-TAPアドバイザリーは、エスクリについて、エスクリが作成した2026年3月期第2四半期から2028年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値を評価しています。その際、割引率は4.94%～5.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は▲0.5%～0.5%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期について、施行件数が減少する見込みである一方、期中での事業譲受により獲得した2施設の売上貢献により、売上高では大幅な減少は生じないものの、当該新規2施設における店舗運営費用の増加により営業利益及びEBITDAで2025年3月期と比較してそれぞれ▲80.1%、▲37.9%減少する見込みであり、2027年3月期については、コロナによる業績悪化以降、受注及び施行件数に大きく影響する人材獲得や人材育成・教育に課題があったものの、これまで進めていた施設のスクラップ&ビルドや人材育成・教育の成果により施行件数及び単価の増加が見込まれ、2026年3月期に生じた新規2施設における先行した店舗運営費が収束することから2026年3月期と比較して営業利益及びEBITDAでそれぞれ527.3%、66.6%増加する見込みであり、その結果、フリー・キャッシュ・フローも大幅に増加する見込みです。さらに、2027年3月期については、引き続き人材育成による受注率の増加及び付加価値サービス等に伴う施行件数及び単価がさらに増加する見込みであり、一方で固定費や一過性のコスト等の大幅な増加は見込まれないことから、2027年3月期と比較して営業利益で58.7%増加する見込みです。

また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提（ティーケーピーによるエスクリA種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権は行使しない前提。）として作成しており、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたJ-TAPアドバイザリーによる算定にも織り込ま

れておりません。

(単位：百万円)

	2026年3月期 (9か月)	2027年3月期	2028年3月期
売上高	19,948	27,193	29,088
営業利益	616	1,004	1,593
EBITDA	1,397	1,901	2,455
フリー・キャッシュ・フロー	1,861	979	1,236

他方、ノバレーゼについては、ノバレーゼが作成した2025年12月期第3四半期から2027年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。その際、割引率は4.94%～5.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は▲0.5%～0.5%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測においては、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、過去から直近における単価トレンドが増加傾向であること及び今後の付加価値サービスの向上施策の貢献による単価の上昇を見込んでおり、加えて出店戦略に基づく受注数の増加により、営業利益が対前年比で2025年12月期は72.8%、2026年12月期は31.1%増加することを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しており、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたJ-TAPアドバイザリーによる算定にも織り込まれておりません。

J-TAPアドバイザリーは、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でJ-TAPアドバイザリーに未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。J-TAPアドバイザリーは両社並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債(簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けておりません。J-TAPアドバイザリーによる合併比率の算定は、2025年11月13日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、DCF法に提供された両社の財務予測に関する情報については、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。J-TAPアドバイザリーの算定は、2025年11月13日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

上場廃止となる見込み及びその事由

本合併に伴い、エスクリの普通株式は、2026年3月30日付で、東京証券取引所の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。上場廃止後は、エスクリの普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本合併の効力発生日においてエスクリの株主様に割当てられるノバレーゼの普通株式は東京証券取引所に上場しているため、株式の所有数に応じて一部の株主様において単元未満株式の割当てのみを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。なお、本合併の効力発生日以降も、ノバレーゼの普通株式は、ノバレーゼの現在の上場市場である東京証券取引所スタンダード市場に上場維持することとなります。

なお、本合併により、ノバレーゼの単元未満株式を所有することとなるエスクリの株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することはできませんが、会社法第192条第1項の規定に基づき、ノバレーゼに対して単元未満株式の買取りを請求することができます。かかる取扱いの詳細につきましては、上記「(3)本経営統合の方法、本経営統合に係る割当ての内容その他の本経営統合契約の内容」の「本経営統合に係る割当ての内容」の(注3)をご参照ください。また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記「(3)本経営統合の方法、本経営統合に係る割当ての内容その他の本経営統合契約の内容」の「本経営統合に係る割当ての内容」の(注4)をご参照ください。

なお、エスクリの株主の皆様は、最終売買日である2026年3月27日(予定)までは、東京証券取引所において、その保有するエスクリの普通株式を従来通り取引できるほか、会社法その他関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本合併は、ティーケーピーが本合併の効力発生時において両社それぞれの親会社（支配株主）であることから、両社にとってティーケーピーと一般株主との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が存在することに鑑み、これらの問題に対応し、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております

・独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ノバレーゼは、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保する観点から、上記「 割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、独立した第三者算定機関である日本M & Aセンターに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2025年11月14日開催の取締役会にて、決議しました。

なお、ノバレーゼは、第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

一方でエスクリは、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保する観点から、上記「 割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、独立した第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザリーに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2025年11月14日開催の取締役会にて決議しました。

なお、エスクリは、第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

・独立したリーガル・アドバイザーからの助言

ノバレーゼは、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を本合併のリーガル・アドバイザーとして選任し、本合併に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して重要な利害関係は有していません。

一方でエスクリは、森・濱田松本法律事務所を、本合併のリーガル・アドバイザーとして選任し、本合併に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本取引（下記「 ．エスクリにおける独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」で定義します。）に関して重要な利害関係は有していません。

・独立したフィナンシャル・アドバイザーからの助言

ノバレーゼは、日本M & Aセンターを本合併に関するフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、財務的見地からの案件推進における助言を受けております。なお、日本M & Aセンターは、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、重要な利害関係は有していません。

一方でエスクリは、株式会社三井住友銀行企業情報部（以下「SMB C企業情報部」といいます。）を本合併に関するフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、財務的見地からの案件推進における助言を受けております。なお、株式会社三井住友銀行は、ノバレーゼ及びエスクリに対して、通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しておりますが、弊害防止措置としてSMB C企業情報部とその他部署との間で行内の規程に定める情報遮断措置が講じられていること、SMB C企業情報部は両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、重要な利害関係は有していないことを踏まえた上で、SMB C企業情報部をフィナンシャル・アドバイザーに選任しております。

・ノバレーゼにおける独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

ノバレーゼは、2025年9月12日開催の取締役会の決議により、本経営統合に関し、ノバレーゼの意思決定に慎重を期し、また、ノバレーゼの取締役会の意思決定過程における意思決定の利益相反のおそれを排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、ティーケーピー及びエスクリから独立した、ノバレーゼの独立役員（社外取締役である橋本眞史氏及び等健次氏並びに社外監査役である吉川滋氏、平地辰二氏（公認会計士）及び辻角智之氏（弁護士）の5名）によって構成される特別委員会（以下「ノバレーゼ特別委員会」といいます。）を設置しました。

ノバレーゼは、当初から上記5名をノバレーゼ特別委員会の委員として選定しており、委員を変更した事実はありません。また、ノバレーゼ特別委員会の委員の互選により、ノバレーゼの社外監査役である吉川滋氏が委員長に就任しております。なお、ノバレーゼ特別委員会の委員の報酬は本合併の成否に関わらず支払われる報酬のみであり、本合併を含む本経営統合の公表や決定、実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、ノバレーゼは、上記取締役会決議に基づき、ノバレーゼ特別委員会に対し、以下4項目について諮問し、これらの点についての答申書をノバレーゼ取締役会に提出することを囑託しました。

- () 本合併の目的は合理的か(本合併がノバレーゼの企業価値向上に資するかを含む。)
- () 本合併の条件(本合併の対価を含む。)の公正性・妥当性が確保されているか
- () 本合併に係る手続の公正性が確保されているか
- () 上記()から()までを踏まえ、本合併はノバレーゼの少数株主にとって公正なものであると考えられるか
- (以下、()から()を総称して「本ノバレーゼ諮問事項」といいます。)

また、ノバレーゼは、上記取締役会決議において、本合併に関するノバレーゼ取締役会の意思決定は、ノバレーゼ特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本ノバレーゼ諮問事項に対するノバレーゼ特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、ノバレーゼ特別委員会が本合併に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、ノバレーゼ取締役会は、本合併を決定しないこととする旨を決議しております。併せて、ノバレーゼは、上記取締役会決議に基づき、ノバレーゼ特別委員会に対して以下の3つの権限を付与しております。

- () 本ノバレーゼ諮問事項の検討にあたって、ノバレーゼ特別委員会が必要と認める場合には、自らのフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等のアドバイザーを選任する(その場合の合理的な費用はノバレーゼが負担する。)、又は、ノバレーゼが選任するアドバイザーを指名又は承認(事後承認を含む。)する権限
- () ノバレーゼの役職員その他ノバレーゼ特別委員会が必要と認める者に、本ノバレーゼ諮問事項の検討及び判断に必要な情報の収集を求め、これを受領する権限
- () ノバレーゼ特別委員会が必要と認める場合に、ノバレーゼ特別委員会が自らエスクリ及びティーケーピーと交渉を行い、又は、エスクリ及びティーケーピーとの交渉をノバレーゼの役職員やアドバイザーが行う場合でも、ノバレーゼ特別委員会が適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本合併の取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与える権限

上記()の権限付与を受けて、ノバレーゼ特別委員会は、2025年9月12日に開催された第1回の会合において、ノバレーゼが選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として日本M&Aセンターを、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任することを承認しました。また、ノバレーゼ特別委員会は、同会合において、ノバレーゼ特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして、潮見坂綜合法律事務所の後藤高志氏(弁護士)を選任しました。なお、後藤高志氏は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して重要な利害関係は有しておりません。

ノバレーゼ特別委員会は、2025年9月12日から2025年11月13日までに、会合を合計13回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本ノバレーゼ諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、ノバレーゼ特別委員会は、ノバレーゼに資料の提供を求めて検証を行うとともに、ノバレーゼ担当者に対して、本合併の検討経緯、ノバレーゼ及びエスクリを取り巻く事業環境・課題等、ノバレーゼ及びエスクリの直近業績・市場株価に関する認識、ノバレーゼの経営課題等を解決するために実施している各種施策の内容・進捗状況、エスクリとの提携内容、本合併実行後に想定している施策の評価、代替手段の有無、現時点で本合併を実行する必要性、本合併に起因して想定される懸念事項、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併によりティーケーピーが享受するメリット、本合併のストラクチャー、本合併の条件、ノバレーゼのスタンドアローンベースの事業計画(本合併により実現することが期待されるシナジー効果を織り込まない、本合併なかりせばのノバレーゼ事業計画)の作成経緯及び重要な前提条件等の内容、エスクリに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、エスクリのスタンドアローンベースの事業計画の検証内容、エスクリとの協議・交渉内容、ノバレーゼ内部における本合併の検討体制等について、書面質問及び質疑応答を行いました。

また、ノバレーゼ特別委員会は、エスクリに対して、本合併の検討経緯、エスクリ及びノバレーゼを取り巻く事業環境・課題等、エスクリ及びノバレーゼの直近業績・市場株価に関する認識、エスクリの経営課題等を解決するために実施している各種施策の内容・進捗状況、ノバレーゼとの提携内容、本合併実行後に想定している施策の評価、代替手段の有無、本合併に起因して想定される懸念事項、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併によりティーケーピーが享受するメリット、エスクリのスタンドアローンベース事業計画の重要な前提条件等の内容等について、書面質問及び質疑応答を行いました。さらに、ノバレーゼ特別委員会は、ティーケーピーに対して、本合併の検討経緯、現時点で本合併を実行する必要性、ノバレーゼ及びエスクリを取り巻く事業環境・課題等、ノバレーゼ及びエスクリの直近業績に関する認識、本合併のティーケーピー及びノバレーゼの少数株主並びにノバレーゼ及びエスクリにおける各メリット・デメリット、代替手段の有無、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併のストラクチャー、エスクリA種種類株式の転換方針、本

合併実行後のノバレーゼ株式の保有方針等について、書面質問及び質疑応答を行いました。

また、ノバレーゼの財務・税務アドバイザーである株式会社青山トラスト会計社から、エスクリに対する財務・税務DDの結果等に関する説明、並びにノバレーゼのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である日本M&Aセンターから、本合併のプロセス・スキーム・スケジュール、本合併における合併比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑を行い、その合理性等について検討いたしました。さらに、ノバレーゼのリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びノバレーゼ特別委員会のリーガル・アドバイザーである後藤高志氏に対して本合併のプロセス・スキーム・スケジュール、本合併に関する意思決定過程、意思決定方法その他本合併に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言の内容、本合併の検討過程において公正性を担保するために取られた措置等について質疑応答を行いました。

このように、ノバレーゼ特別委員会は、ノバレーゼとエスクリの間における本合併に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、エスクリから本合併比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、ノバレーゼに意見する等して、エスクリとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

なお、ノバレーゼ特別委員会は、本合併比率の評価に際して、エスクリの直近株価には、本合併と同時に公表予定である、(i)エスクリによる通期業績予想値の下方修正及び(ii)ティーケーピーによるエスクリA種種類株式の普通株式への転換の影響が織り込まれていないため、一般的な上場会社同士の合併案件では市場株価法による算定結果を重視すべきであるものの、市場株価法の算定結果は参考値に留め、ノバレーゼが慎重に検証したエスクリの事業計画を用いたエスクリの本源的価値を示すDCF法に基づく算定結果を重視すべきである旨の意見を述べております。

ノバレーゼ特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本ノバレーゼ諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、以下の()ないし()について記載された答申書を、2025年11月13日付で、ノバレーゼの取締役会に対し、委員会全員一致で提出しております。

- () 本合併はノバレーゼの企業価値の向上に資するものであり、本合併の目的は合理的である。
- () 本合併の対価を含む本合併の条件の公正性・妥当性が確保されている。
- () 本合併に係る手続の公正性が確保されている。
- () 本合併はノバレーゼの少数株主にとって公正なものである。

・ノバレーゼにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

ノバレーゼは、本日の取締役会決議において、本経営統合と利害関係を有しない社外取締役2名及び社外監査役3名が出席した上で、横岩利恵氏及び高木寛氏を除く取締役全員の一致により、本経営統合を決議しております。

なお、ノバレーゼの取締役のうち、横岩利恵氏及び高木寛氏は、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また、ノバレーゼ取締役会における本合併契約の締結に関する審議には参加しておりません。

・エスクリにおける独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

エスクリは、2025年9月17日開催の取締役会の決議により、ティーケーピーが保有するエスクリA種種類株式を普通株式に転換し、エスクリを連結子会社化した上で、エスクリとノバレーゼとの合併を実行すること(以下、本合併を含む一連の取引を総称して「本取引」といいます。)の検討を進めるにあたり、エスクリの支配株主となるティーケーピーとエスクリの一般株主との間で一定の構造的な利益相反関係が存在し、また、一般株主とティーケーピーとの間には情報の非対称性が存在している状況に鑑み、意思決定に慎重を期し、本取引の検討プロセスに関するエスクリ取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の是非や取引条件の妥当性等について検討及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性、透明性及び客観性を確保するため、森・濱田松本法律事務所の助言を受けて、ティーケーピー及びノバレーゼから独立した、エスクリの独立社外監査等委員取締役である木村喬氏(公認会計士・税理士)及び角野里奈氏(公認会計士)に加え、両社から独立した外部の有識者である新幸総合法律事務所の熊澤誠氏(弁護士)を含む委員3名によって構成される特別委員会(以下「エスクリ特別委員会」といいます。)を設置しました。なお、熊澤誠氏は、エスクリの取締役ではありませんが、本取引と同様の種類の取引をはじめとするM&Aに関する豊富な知見を有することを理由として、独立社外監査等委員取締役である委員の知見を補う観点から、社外有識者として特別委員に就任することを依頼しました。

エスクリは、当初から上記3名をエスクリ特別委員会の委員として選定しており、委員を変更した事実はありません。また、エスクリ特別委員会の委員の互選により、木村喬氏がエスクリ特別委員会の委員長に就任しております。なお、エスクリ特別委員会の委員の報酬は本合併の成否に関わらず支払われる固定報酬のみであり、本

合併の公表や決定、実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そしてエスクリは上記取締役会決議に基づき、エスクリ特別委員会に対し、以下の2項目について諮問し、この項目に関する答申書をエスクリ取締役会に提出することを囑託しました。

- () 本取引を実施することの是非を検討し、エスクリ取締役会に勧告を行うこと。なお、() の検討に際しては、(a)エスクリの企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、(b)エスクリの一般株主の利益を図る観点から、合併条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断するものとする。
- () エスクリ取締役会における本取引についての決定が、エスクリの一般株主にとって公正なものであることについて検討し、エスクリ取締役会に意見を述べること
- (以下、() 及び() を総称して「本エスクリ諮問事項」といいます。)

また、エスクリは、上記取締役会決議において、本エスクリ諮問事項に対するエスクリ特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、エスクリ特別委員会が取引条件を公正でないと判断した場合には、エスクリ取締役会は、当該取引条件による本取引の承認をしないこととする旨を決議しております。加えて、エスクリ取締役会は、エスクリ特別委員会に対して以下の4つの権限を付与しております。

- () 本エスクリ諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーを選任若しくは指名すること(この場合の費用はエスクリが負担する。)、又は、エスクリのフィナンシャル・アドバイザー若しくはリーガル・アドバイザー等を指名若しくは承認(事後承認を含む。) すること(なお、特別委員会は、エスクリのアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、エスクリのアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができる。)
- () 特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること
- () 必要に応じ、エスクリの役職員その他特別委員会が必要と認める者から本エスクリ諮問事項の検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること
- () その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項

エスクリ特別委員会は、2025年9月17日に開催された第1回の会合において、エスクリが選任する第三者算定機関であるJ・TAPアドバイザー及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所並びにフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C企業情報部について、いずれも独立性及び適格性に問題がないことを確認した上で、選任することを承認いたしました。

エスクリ特別委員会は、2025年9月17日から答申書提出日の2025年11月13日までの間に、会合を合計11回開催しました。会合以外にも、委員間や第三者算定機関、リーガル・アドバイザー、フィナンシャル・アドバイザー等との意見交換や両社間での本合併に係る協議や交渉の内容等の情報収集等を行い、本エスクリ諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、エスクリ特別委員会は、エスクリのリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、エスクリ特別委員会の役割や委員会での検討事項、運営に関する助言を適宜受けるとともに、森・濱田松本法律事務所が実施したノバレーゼに対する法務DDの結果の説明を受け、また第三者算定機関であるJ・TAPアドバイザーが実施したノバレーゼに対する財務・税務DDの説明を受け、これらの状況も踏まえ諮問事項に対する検討を進めました。また、かかる検討にあたり、エスクリから、エスクリの事業内容・事業環境、主要な経営課題、本合併によりエスクリの事業に対して想定されるメリット・デメリット、合併比率の前提となるエスクリの事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行い、ノバレーゼからも、ノバレーゼの事業内容・事業環境、本合併を提案するに至った検討過程、本合併後に想定している施策の内容、本経営統合によって見込まれるシナジーその他の影響の内容、本経営統合後の経営体制の方針、合併比率の前提となるノバレーゼの事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。

なお、エスクリ特別委員会は、両社の間における本合併に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、エスクリに意見する等して、ノバレーゼとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

エスクリ特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本エスクリ諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、

- () 本合併は、(a)エスクリの企業価値の向上に資するものといえ、(b)合併比率を含む本合併に係る条件には妥当性が認められ、本合併に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると認められる旨
- () エスクリ取締役会における本取引についての決定が、エスクリの一般株主にとって公正なものであると認められる旨

が記載された答申書を、2025年11月13日付で、エスクリ取締役会に対し、委員会全員一致で提出しております。

なお、当該答申書において、エスクリ特別委員会は、本合併において予定されている合併比率によると、本合併後において、エスクリの株主の一定数がノバレーゼの単元未満株主となることが想定されるものの、本合併比率自体、本エスクリの第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザリーによる合併比率の算定結果に照らして合理性があると評価できること、会社法の定めに基づき、ノバレーゼに対して単元未満株式の買取り又はその保有する単元未満の株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができ、流動性を確保できること、剰余金配当等を通じて本合併による企業価値の向上による経済的利益を享受できること、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性が認められること等を総合的に考慮すると、上記制約が生じることをもって、本合併比率が不当とはいえないと考えられる旨の意見を示しております。

エスクリにおける利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

本日開催のエスクリ取締役会では、エスクリの取締役のうち河野貴輝氏を除く取締役で審議の上、その全員一致により本取引を実施する旨について承認可決されております。河野貴輝氏はティーケーピー代表取締役社長を務めており、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあることから、同氏は、エスクリ取締役会における本取引に関する審議及び決議に参加しておらず、エスクリの立場において本取引に関する協議及び交渉に参加しておりません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	本経営統合に向けて今後決定する予定です。
本店の所在地	東京都中央区銀座一丁目8番14号
代表者の氏名	代表取締役会長 CEO 渋谷 守浩 (現 エスクリ 代表取締役社長 CEO) 代表取締役社長 COO 荻野 洋基 (現 ノバレーゼ 代表取締役社長)
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	プライダル事業 レストラン特化型事業 建築不動産関連事業

吸収合併契約書

株式会社ノバレーゼ（以下「甲」という。）及び株式会社エスクリ（以下「乙」という。）は、甲及び乙の吸収合併に関し、2025年11月14日付（以下「本契約締結日」という。）で、以下のとおり合意し、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲

商号：株式会社ノバレーゼ

住所：東京都中央区銀座一丁目8番14号

(2) 乙

商号：株式会社エスクリ

住所：東京都中央区日本橋小網町6番1号

第3条（本吸収合併に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の普通株式の株主（乙を除く。以下「割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、基準時において割当対象株主が所有する乙の普通株式の総数（但し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第785条の規定に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。）に0.558（以下「本合併比率」という。）を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の対価の割当てについては、甲は、本吸収合併に際して、割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式の数（但し、会社法第785条の規定に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。）に本合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って乙の株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。
4. 甲は、本吸収合併に際して、乙のA種種類株式の株主に対して、その所有するA種種類株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条（甲の資本金等の額）

本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従い、甲及び乙の合意により定めるものとする。

第5条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。但し、本吸収合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙間で協議の上、合意により、会社法の定めるところに従いこれを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第7条（剰余金の配当等）

甲及び乙は、本契約締結日後、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第8条（本吸収合併の条件の変更又は解除）

本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに、第6条に定める甲又は乙の株主総会において本契約につき承認が得られなかった場合、(ii)本効力発生日の前日までに、法令等（外国法を含む。）に定める本吸収合併の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は、(iii)前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第10条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に規定する事項の他、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙間で協議の上これを定める。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年11月14日

甲：東京都中央区銀座一丁目8番14号
株式会社ノバレーゼ
代表取締役 荻野 洋基

乙：東京都中央区日本橋小網町6番1号
株式会社エスクリ
代表取締役 渋谷 守浩

以 上